令和８年度山形県国民保護計画変更（新旧対照表）

<table>
<tr><th>変更案</th><th>現行</th><th>変更理由</th></tr>
<tr><td>

１法令等関係（用語集ｉ）

（削除）

</td><td>

１法令等関係（用語集ｉ）

<table>
<tr><th>用語</th><th>意義</th></tr>
<tr><td>石油コンビナート等災害防止法</td><td>石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）
※石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の特殊性にかんがみ、石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の発生及び拡大の防止等のための総合的な施策の推進を図り、石油コンビナート等特別防災区域に係る災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、その災害の防止に関する基本的事項を定めている。</td></tr>
</table>

</td><td>◆県内における石油コンビナート等特別防災区域の指定が解除されたため、国民保護法第百四条の適用がなくなったことから削除</td></tr>
<tr><td>

３機関等関係（用語集ｉｉ）

<table>
<tr><td>指定行政機関</td><td>次に掲げる機関で、事態対処法施行令で定めるものをいう。
・内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 49 条第１項及び第２項に規定する機関、デジタル庁並びに国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第３条第２項に規定する機関
－略－</td></tr>
</table>

</td><td>

３機関等関係（用語集ｉｉ）

<table>
<tr><td>指定行政機関</td><td>次に掲げる機関で、事態対処法施行令で定めるものをいう。
・内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 49 条第１項及び第２項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第３条第２項に規定する機関
－略－</td></tr>
</table>

</td><td>◆指定行政機関へのデジタル庁追加による変更</td></tr>
<tr><td>

山形県国民保護計画の構成と概要（差替）

</td><td>

山形県国民保護計画の構成と概要

</td><td>◆武力攻撃災害への対処の概要から「石油コンビナート」の記載を削除 等</td></tr>
<tr><td>

第１編第３章２県及び関係機関の事務又は業務の大綱（P8）

（５）指定公共機関及び指定地方公共機関

<table>
<tr><th>機関の名称</th><th>事務又は業務の大綱</th></tr>
<tr><td>日本医師会、山形県医師会
病院その他の医療機関</td><td>１　医療の確保</td></tr>
</table>

</td><td>

第１編第３章２県及び関係機関の事務又は業務の大綱（P8）

（５）指定公共機関及び指定地方公共機関

<table>
<tr><th>機関の名称</th><th>事務又は業務の大綱</th></tr>
<tr><td>病院その他の医療機関</td><td>１　医療の確保</td></tr>
</table>

</td><td>◆国の基本指針Ｐ36「第４章第２節３　救援の内容（３）医療の提供及び助産」等を踏まえた変更（基本指針新旧対照表 P16 参照）</td></tr>
<tr><td>

第１編第４章３人口分布（P12）

本県の人口は、令和７年 10 月１日現在、994,537 人（男 483,013 人、女 511,524 人）である。最も人口が多い都市は山形市（237,800 人）であり、ついで鶴岡

</td><td>

第１編第４章３人口分布（P12）

本県の人口は、令和３年 10 月１日現在、1,054,729 人（男 510,528 人、女 544,201 人）である。最も人口が多い都市は山形市（246,102 人）であり、ついで鶴岡

</td><td>◆直近の数値に更新</td></tr>
</table>

市（113,110 人）、酒田市（92,362 人）、米沢市（75,689 人）、天童市（59,917 人）の順となっている。上位五市合計で県全体の約 58%を占め、県内の人口は内陸部の最上川に沿った南北軸上と、庄内地域の海沿いに集中している。 年齢別に見ると、県全体において 15 歳未満が総人口に占める割合は 10.2%、15～64 歳の人口は 53.8%、65 歳以上の人口は 36.1%となっている。65 歳以上の全国平均は 29.4%であり、本県は全国平均を大きく上回る高齢化率を示している（資料：令和７年山形県の人口と世帯数）。	市（120,578 人）、酒田市（98,861 人）、米沢市（80,415 人）、天童市（61,802 人）の順となっている。上位五市合計で県全体の約 58%を占め、県内の人口は内陸部の最上川に沿った南北軸上と、庄内地域の海沿いに集中している。 年齢別に見ると、県全体において 15 歳未満が総人口に占める割合は 11.1%、15～64 歳の人口は 54.6%、65 歳以上の人口は 34.3%となっている。65 歳以上の全国平均は 29.1%であり、本県は全国平均を大きく上回る高齢化率を示している（資料：令和３年刊山形県の人口と世帯数）	
第 1 編第 4 章 5 道路の位置等（P13） 本県の道路実延長は、17,021km であり、うち、高速自動車国道は 242km（構成比 1.4%）、一般国道は 1,139km（同 6.7%）、県道 2,523km（同 14.8%）、市町村道 13,117km（同 77.1%）となっている（国・県管理道路は令和７年４月１日現在、市町村管理道路は令和６年３月 31 日現在）。 主要な高規格道路としては、まず「東北横断自動車道酒田線（山形自動車道）」がある。この路線は宮城県村田町を起点として、山形市から途中国道 112 号の自動車専用道路（月山道路）を介して酒田市へ至る。 また、県内陸部では「東北中央自動車道」が南北方向に延びており、「東北横断自動車道酒田線（山形自動車道）」と交差している。この路線は福島県相馬市を起点として米沢市から真室川町を経由し、秋田県横手市へと至る路線であり、県内では、新庄市から真室川町の区間で事業が進められている。 庄内地域では「日本海沿岸東北自動車道」が南北方向に縦断している。この路線は新潟県新潟市を起点として、鶴岡市温海地内から鶴岡ジャンクションを経て「東北横断自動車道酒田線（山形自動車道）」と接続して遊佐町を経由し、青森県青森市へと至る路線であり、県内では、新潟県境部から鶴岡市あつみ温泉、遊佐町から秋田県境部の区間で事業が進められている。 また、これらの高規格道路を補完して一体的に機能する広域的な道路ネットワークとして、「新庄酒田道路」（新庄市～酒田市）、「新潟山形南部連絡道路」（新潟県村上市～小国町～高畠町）、「石巻新庄道路」（宮城県石巻市～最上町～新庄市）が位置づけられており、国土交通省による整備もしくは調査が進められている。 主要な国道としては、日本海沿いに庄内地方を縦断する国道 7 号、県内陸部を南北に縦断する国道 13 号、最上地域と庄内地域を結ぶ国道 47 号、仙台市と村山地域を結ぶ国道 48 号がある。また、村山地域と庄内地域を結ぶ国道 112 号、置賜地域を東西に貫通する国道 113 号も重要な役割を果たしている。そのほか、仙台市と山形市を結ぶ国道 286 号や、置賜地域と村山地域を結ぶ国道 348 号、287 号などがあり、これらに加えて、主要地方道や一般県道が県内の道路網全体を補完している。	**第 1 編第 4 章 5 道路の位置等（P13）** 本県の道路実延長は、16,919km であり、うち、高速自動車国道は 222km（構成比 1.3%）、一般国道は 1,119km（同 6.6%）、県道 2,527km（同 14.9%）、市町村道 13,051km（同 77.1%）となっている（国・県管理道路は令和３年４月１日現在、市町村管理道路は令和３年３月 31 日現在、県道路整備課調べ）。 主な道路として、高規格道路は、「東北横断自動車道酒田線（山形自動車道）」が宮城県村田町を起点として、山形市から途中国道 112 号の自動車専用道路（月山道路）を介して酒田市へ至る路線である。 県内陸部では「東北中央自動車道」が「東北横断自動車道酒田線（山形自動車道）」と交差する形で南北に延び、福島県相馬市を起点として米沢市から真室川町を結び、秋田県横手市へと至る路線であり、そのうち県内では、新庄市から真室川町の区間で事業が進められている。 庄内地域では「日本海沿岸東北自動車道」が、新潟県新潟市を起点として、鶴岡市温海地内から鶴岡ジャンクションを経て「東北横断自動車道酒田線（山形自動車道）」と合流して遊佐町まで結び、青森県青森市へと至る路線であり、そのうち県内では、新潟県境部から鶴岡市あつみ温泉、遊佐町から秋田県境部の区間で事業が進められている。 また、これらと一体となって機能する、もしくはこれらを補完して機能する広域的な道路ネットワークを構成する道路として、新庄市と酒田市を結ぶ「新庄酒田道路」、新潟県村上市を起点として小国町から高畠町を結ぶ「新潟山形南部連絡道路」、宮城県石巻市を起点として最上町から新庄市を結ぶ「石巻新庄道路」が位置づけられ、国土交通省による整備もしくは調査が進められている。 主要な国道としては、庄内地方を日本海に沿って貫通する国道 7 号、県内陸部を南北に縦断する国道 13 号、県北部を東西に横断し最上地域と庄内地域を結ぶ国道 47 号、仙台市と村山地域を結ぶ国道 48 号、県中部を東西に横断し村山地域と庄内地域を結ぶ国道 112 号、県南部を東西に横断し置賜地域を貫通する国道 113 号が重要な役割を果たしている。そのほか、仙台市と山形市を結ぶ国道 286 号や、置賜地域と村山地域を結ぶ国道 348 号、287 号などがある。加えて、主要地方道、一般県道がこれらを補完している。	◆直近の情報に更新 ◆文言の適正化

一方で、本県の高速交通網は地域によって整備状況に偏りが見られる。山形市・上山市・天童市などを含む村山地域では高規格道路の整備が進み、各方面へのアクセスが良好である。しかし、庄内地域の県境部や最上地域、西置賜地域では高規格道路の整備がまだ十分ではなく、供用済み区間が限られているうえ、工事中や調査段階の区間も多く、高速交通網の整備の遅れが課題となっている。	本県の道路網は、地域によって高速交通網の整備状況に偏りがある。山形市、上山市、天童市など村山地域は高規格道路が縦横に整備されつつあり、各方面への利便性が高い。しかし、庄内地域の県境部、最上地域や西置賜地域では高規格道路の供用が一部にとどまり、整備中もしくは調査中の区間が大半を占めるなど、高速交通網の整備が遅れている。	
第１編第４章５（P15） 図 1-4（差替）	**第１編第４章５（P15）** 図 1-4	◆直近の情報に更新
第１編第４章６鉄道、港湾及び空港の位置等（P16） －略－ 港湾は、国際定期コンテナ航路を有し、本県の海の玄関口となる重要港湾酒田港のほか、日本海沿岸に地方港湾として加茂港、鼠ヶ関港（避難港）の二つが点在し、合計３つの港湾を抱える。酒田港は河口部に位置する本港と、海岸線を人工的に掘り込みまた埋め立てて造られた北港があり、特に北港には 50,000 トン級の船舶が接岸可能（水深-13m）であるほか、一部に耐震強化岸壁が備えられている。また、洋上風力発電設備の設置及び維持管理に利用される埠頭を有する港湾「基地港湾」として指定されている。加茂港及び鼠ヶ関港は地形を利用した天然港であり、最大 700～1,000 トン級の船舶が接岸（水深-4.5m～-5m）できる。 空港は、東根市に山形空港が設置されており、2,000m滑走路一本を有し、札幌・東京・名古屋・大阪と定期航空路で結ばれている。また、庄内空港が酒田市と鶴岡市にまたがって設置されており、2,000m滑走路一本を有して東京と定期航空路によって結ばれている。 －略－	**第１編第４章６鉄道、港湾及び空港の位置等（P16）** －略－ 港湾は、国際定期航路を有し、本県の海の玄関口となる重要港湾酒田港のほか、日本海沿岸に地方港湾として加茂港、鼠ヶ関港の二つが点在し、合計３つの港湾を抱える。酒田港は河口部に位置する本港と、海岸線を人工的に掘り込みまた埋め立てて造られた北港があり、特に北港には 50,000 トン級の船舶が接岸可能（水深-13m）であるほか、一部に耐震強化岸壁が備えられている。加茂港及び鼠ヶ関港は地形を利用した天然港であり、最大 700～1,000 トン級の船舶が接岸（水深-4.5m～-5m）できる。 空港は、東根市に山形空港が設置されており、2,000m滑走路一本を有し、札幌・東京・名古屋・大阪と定期航空路で結ばれている。また、庄内空港が酒田市に設置されており、2,000m滑走路一本を有して東京と定期航空路によって結ばれている。 －略－	◆文言の適正化 ◆酒田港が令和６年に基地港湾に指定されたことに伴う追記
第１編第４章６（P17） 図 1-5（差替）	**第１編第４章６（P17）** 図 1-5	◆図の一部修正
第１編第４章７（P18） 図 1-6（差替）	**第１編第４章７（P18）** 図 1-6	◆直近の情報に更新
第１編第４章８ 観光（P19） （削除）	**第１編第４章８ その他（P19）** （１）石油コンビナート等特別防災区域 本県の石油コンビナート等特別防災区域は、酒田本港地区と酒田北港地区で構成される「酒田地区」があり、面積が本港地区 1.17 km^2 及び北港地区 2.18 km^2 の合計 3.35km^2、石油コンビナート等災害防止法に基づく特定事業所が３事業	◆県内における石油コンビナート等特別防災区域の指定が解除されたため、国民保護法第百四条の適用がなくなったことから削除

本県には、山寺（立石寺）や出羽三山といった歴史的な観光地があり、県内外から多くの観光客が訪れている。また、冬季には山形蔵王をはじめとしたスキー場が各地で営業するほか、各市町村に温泉地も数多く、年間を通じて多くの観光客を集めている。これら観光地への県外からの観光客は年間で約1,800万人となっている。
－略－

第１編第５章２（１）武力攻撃事態の類型（P19）

次表に掲げる４類型を対象とする事態として想定するものとし、それぞれの事態の特徴及び留意点については、次のとおりである。

事態類型	想　　定
１　着上陸侵攻	－略－ （２）特徴 －略－ ○主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、危険物施設など、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。 －略－

所ある（表１－２）。
本港地区では油槽所と化学工場が、北港地区では火力発電所と産業廃棄物処理施設（リサイクル施設）がそれぞれ操業しており、本県のエネルギー供給の拠点的な役割を担っている。
このように、石油コンビナート等は、大量の石油、高圧ガス等が貯蔵、取扱、処理されているため、武力攻撃により重大な災害が発生する恐れがある。そのため、平素からその管理、武力攻撃災害への対処に関して配慮する必要がある。

表１－２　石油コンビナート等特別防災区域概況

事業所種別	事業所数	貯蔵・取扱・処理量	
		石油（千kl）	高圧ガス（十万Nm^3）
第１種事業所	1	78.9	―
第２種事業所	2	11.0	3.6
その他	12	0.9	0.1
計	15	90.8	3.8

（資料：山形県石油コンビナート等防災計画等　平成29年１月１日現在）

（２）観光客

本県には、山寺（立石寺）や出羽三山といった歴史的な観光地があり、県内外から多くの観光客が訪れている。また、冬季には山形蔵王をはじめとしたスキー場が各地で営業するほか、各市町村に温泉地も数多く、年間を通じて多くの観光客を集めている。これら観光地への県外からの観光客は年間で約1,100万人となっている。
－略－

第１編第５章２（１）武力攻撃事態の類型（P20）

次表に掲げる４類型を対象とする事態として想定するものとし、それぞれの事態の特徴及び留意点については、次のとおりである。

事態類型	想　　定
１　着上陸侵攻	－略－ （２）特徴 －略－ ○主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。 －略－

◆直近の情報に更新

◆県内における石油コンビナート等特別防災区域の指定が解除されたことに伴う変更

第１編第５章３緊急対処事態（P23）

次表に掲げる４事態例を対象とする事態として想定するものとし、それぞれの事態例及び被害の概要については、次のとおりである。

事態例	想　　定
１　危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	（１）事態例 ・原子力事業所等の破壊 ・（削除）可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 ・危険物積載船への攻撃 ・ダムの破壊 （２）被害の概要 －略－ ②　（削除）可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害 －略－

第１編第５章４本県において特に留意すべき事項（P24）

想定される武力攻撃事態及び緊急対処事態において、本県の地理的、社会的特徴を踏まえた場合、日本海沿岸に海岸線を有することから、地形的には着上陸侵攻が可能と思われる地域が存在する。また、原子力関連施設は存在しないものの、（削除）危険物施設や鉄道、ダム等があり、これらの施設に対する特殊部隊やゲリラによる攻撃が想定され、また、都市部に対する弾道ミサイル攻撃も想定される。緊急対処事態においては、特殊部隊やゲリラによる攻撃と同様の事態が想定される。

（削除）

そこで、以上の情勢を踏まえ、本県における留意すべき事項としては、着上陸侵攻やこれと連携した航空攻撃の可能性はまったくないものとはいえないが、当面は、危険物施設等への特殊部隊やゲリラによる攻撃や都市部を対象とした弾道ミサイル攻撃が想定され、また、緊急対処事態においては、都市部における各種テロ等も想定されることから、これらの事態に対する対処を的確かつ迅速に行うことが重要となる。

なお、県域における事態の想定については、国からの情報等を踏まえ、関係機関と連携しながら、今後とも研究を行っていく。

第１編第５章３緊急対処事態（P23）

次表に掲げる４事態例を対象とする事態として想定するものとし、それぞれの事態例及び被害の概要については、次のとおりである。

事態例	想　　定
１　危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	（１）事態例 ・原子力事業所等の破壊 ・石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 ・危険物積載船への攻撃 ・ダムの破壊 （２）被害の概要 －略－ ②　石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害 －略－

第１編第５章４本県において特に留意すべき事項（P24）

想定される武力攻撃事態及び緊急対処事態において、本県の地理的、社会的特徴を踏まえた場合、日本海沿岸に海岸線を有することから、地形的には着上陸侵攻が可能と思われる地域が存在する。また、原子力関連施設は存在しないものの、石油コンビナート施設をはじめとした危険物施設や鉄道、ダム等があり、これらの施設に対する特殊部隊やゲリラによる攻撃が想定され、また、都市部に対する弾道ミサイル攻撃も想定される。緊急対処事態においては、特殊部隊やゲリラによる攻撃と同様の事態が想定される。

一方、基本指針においては、「我が国を取り巻く安全保障環境については、冷戦終結 10 年以上が経過し、我が国に対する本格的な侵略事態生起の可能性は低下しているものの、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散の進展、国際テロ組織等の活動を含む新たな脅威や平和と安全に影響を与える多様な事態への対応が差し迫った課題となっている」とされている。

そこで、以上の情勢を踏まえ、本県における留意すべき事項としては、着上陸侵攻やこれと連携した航空攻撃の可能性はまったくないものとはいえないが、当面は、石油コンビナート施設等への特殊部隊やゲリラによる攻撃や都市部を対象とした弾道ミサイル攻撃が想定され、また、緊急対処事態においては、都市部における各種テロ等も想定されることから、これらの事態に対する対処を的確かつ迅速に行うことが重要となる。

なお、県域における事態の想定については、国からの情報等を踏まえ、関係機関と連携しながら、今後とも研究を行っていく。

◆県内における石油コンビナート等特別防災区域の指定が解除されたことに伴う変更

◆近年の情勢を踏まえた記述の適正化
◆基本指針の変更を踏まえた見直し（基本指針新旧対照表 P1 参照）

<table>
<tr>
<td>

第２編第１章第１
１県の各部局における平素の業務（P25）
－略－
【県の各部局における平素の業務】

みらい企画創造部	・情報・連絡体制の整備に関すること ・安否情報に係る収集体制の整備に関すること ・空港施設等の把握に関すること
－略－	
県土整備部	・道路、（削除）港湾施設等の把握に関すること ・応急仮設住宅の供給体制の整備に関すること ・所管ライフライン施設に係る機能確保に関すること

－略－

５　医療提供体制の確保（P28）
県は、武力攻撃事態等において、保健医療福祉活動に従事する者の派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための体制の整備に努める。

第２編第１章第５　２訓練（P36）
（１）県における訓練の実施
－略－
訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、県警察、海上保安庁、自衛隊等との連携による、ＮＢＣ攻撃等により発生する武力攻撃事態への対応訓練、広域にわたる避難・救援訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。
－略－
（３）訓練に当たっての留意事項
－略－
③　訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、必要に応じて国民保護計画等の見直し等を行い、国民保護措置の的確かつ迅速な実施に万全を期すものとする。

</td>
<td>

第２編第１章第１
１県の各部局における平素の業務（P26）
－略－
【県の各部局における平素の業務】

みらい企画創造部	・情報・連絡体制の整備に関すること ・安否情報に係る収集体制の整備に関すること （新設）
－略－	
県土整備部	・道路、空港、港湾施設等の把握に関すること ・応急仮設住宅の供給体制の整備に関すること ・所管ライフライン施設に係る機能確保に関すること

－略－

（新設）

第２編第１章第５　２訓練（P37）
（１）県における訓練の実施
－略－
訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、県警察、海上保安庁、自衛隊等との連携による、ＮＢＣ攻撃等により発生する武力攻撃事態への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。
－略－
（３）訓練に当たっての留意事項
－略－
③　訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。

</td>
<td>

◆組織改編に伴う変更

◆基本指針Ｐ38「第４章第２節４その他の医療活動」を踏まえた変更（基本指針新旧対照表 P20 参照）

◆基本指針 P70「第４章第７節１訓練」の変更にあわせた変更（基本指針新旧対照表 P29 参照）

</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr>
<td>－略－
⑦　県は、国民保護措置についての訓練や研修会等を実施する際は、指定公共機関及び指定地方公共機関に対して参加の呼びかけ等を行うよう努めるものとする。

第２編第２章１避難及び救援に関する基本的事項（P37）
（１）基礎的資料の準備
県は、的確かつ迅速に避難の指示及び救援に係る措置を行うことができるよう、次のような基礎的資料を準備する。
－略－
・　収容施設（避難所（長期避難住宅及び宿泊施設を含む。）及び応急仮設住宅）として活用できる土地、建物等のリスト（※ 特に、長期避難住宅及び応急仮設住宅として活用できる賃貸住宅等）
・　避難生活において配慮を必要とする高齢者、障がい者、乳幼児等を収容する福祉避難所として活用できる社会福祉施設、宿泊施設等のリスト
－略－

第２編第２章３交通の確保に関する体制等の整備（P38）
－略－
（３）緊急通行車両に係る確認手続
県及び県警察は、武力攻撃事態等における緊急通行車両に係る確認についての手続の整備を図る。また、県警察は、（削除）確認制度の整備を図る。

第２編第２章４避難施設の指定（P39）
（１）　避難施設の指定の考え方
県は、避難施設の確保に係る基本的な方針及び区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等地域の実情を踏まえ、市町村と連携しつつ、避難施設の指定を行う。
－略－

第２編第３章第１生活関連等施設の把握等（P40）
（１）生活関連等施設の把握
－略－
【施設の種類及び所管省庁】

<table>
<tr><td>国民保護法施行令</td><td>各号</td><td>施設の種類</td><td>所管省庁名</td></tr>
<tr><td>第２７条</td><td colspan="3">－略－</td></tr>
</table>
</td>
<td>－略－
（新設）

第２編第２章１避難及び救援に関する基本的事項（P38）
（１）基礎的資料の準備
県は、的確かつ迅速に避難の指示及び救援に係る措置を行うことができるよう、次のような基礎的資料を準備する。
－略－
・　収容施設（避難所（長期避難住宅を含む。）及び応急仮設住宅）として活用できる土地、建物等のリスト

（新設）

－略－

第２編第２章３交通の確保に関する体制等の整備（P39）
－略－
（３）緊急通行車両に係る確認手続
県及び県警察は、武力攻撃事態等における緊急通行車両に係る確認についての手続の整備を図る。また、県警察は、事前届出・確認制度の整備を図る。
－略－

第２編第２章４避難施設の指定（P40）
（１）　避難施設の指定の考え方
県は、区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等地域の実状を踏まえ、市町村と連携しつつ、避難施設の指定を行う。
－略－

第２編第３章第１生活関連等施設の把握等（P41）
（１）生活関連等施設の把握
－略－
【施設の種類及び所管省庁】

<table>
<tr><td>国民保護法施行令</td><td>各号</td><td>施設の種類</td><td>所管省庁名</td></tr>
<tr><td>第２７条</td><td colspan="3">－略－</td></tr>
</table>
</td>
<td>◆基本方針Ｐ34「第４章第２節３　救援の内容」等を踏まえた変更（基本指針新旧対照表 P13 参照）

◆災害対策基本法施行令等の一部を改正する政令（令和五年政令第百八十号）の施行による緊急通行車両等事前届出制度の廃止に伴う変更

◆基本指針Ｐ31「第４章第１節５　避難施設」を踏まえた変更（基本指針新旧対照表 P11 参照）

◆水道行政の移管に伴う変更</td>
</tr>
</table>

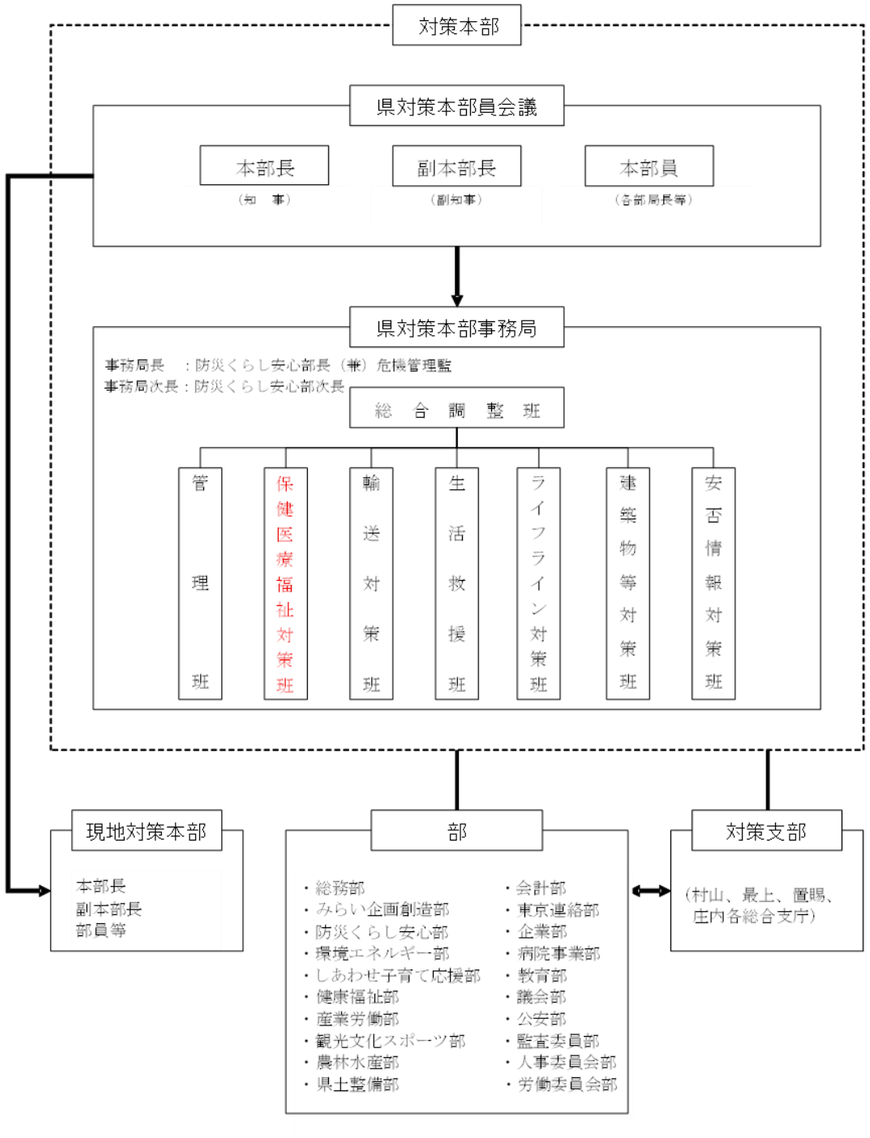
	第３号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	国土交通省
	－略－		

第３編第２章１県対策本部の設置（P47）

（３）県対策本部の組織構成及び運営

－略－

図　山形県国民保護対策本部組織構成図



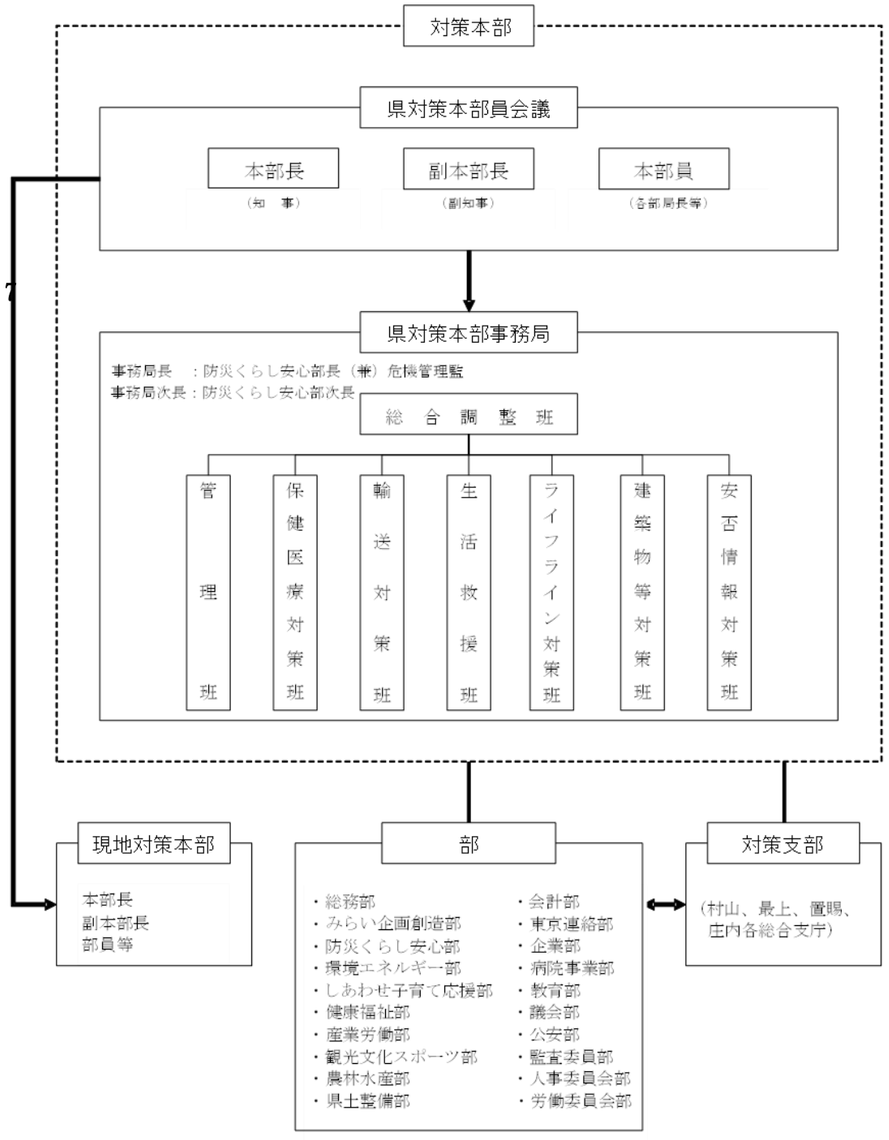
	第３号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	－略－		

第３編第２章１県対策本部の設置（P49）

（３）県対策本部の組織構成及び運営

－略－

図　山形県国民保護対策本部組織構成図



◆県対策本部体制の変更

第３編第３章３自衛隊の部隊等の派遣要請等（P50） （１）－略－ 【想定される自衛隊の国民保護措置の内容（例）】 －略－ ・　武力攻撃災害の応急の復旧（危険ながれきの除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等）	**第３編第３章３自衛隊の部隊等の派遣要請等（P52）** （１）－略－ 【想定される自衛隊の国民保護措置の内容（例）】 －略－ ・　武力攻撃災害の応急の復旧（危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等）	◆記述の適正化（基本指針P3「第１章４関係機関相互の連携協力の確保」（基本指針新旧対照表P5）参照）
第３編第４章第２　２避難の指示（P57） （１）住民に対する避難の指示 －略－ ②　知事は、平素において準備した基礎的な資料を参考にしつつ、県対策本部内に集約された情報をもとに、個別の避難元、避難先の割当、避難の時期、避難経路や輸送手段について総合的に判断し、次のような事項に留意し必要な調整をして避難の指示を行う －略－ ○　自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整 －略－ ・　国対策本部長による港湾施設、飛行場施設、道路の利用に関する指針（以下「利用指針」という。）を踏まえた対応（必要に応じて、当該利用指針の内容を踏まえた避難指示の内容の変更等を調整） －略－	**第３編第４章第２　２避難の指示（P60）** （１）住民に対する避難の指示 －略－ ②　知事は、平素において準備した基礎的な資料を参考にしつつ、県対策本部内に集約された情報をもとに、個別の避難元、避難先の割当、避難の時期、避難経路や輸送手段について総合的に判断し、次のような事項に留意し必要な調整をして避難の指示を行う －略－ ○　自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整 －略－ ・　国対策本部長による道路、港湾施設、飛行場施設等の利用に関する指針（以下「利用指針」という。）を踏まえた対応（必要に応じて、当該利用指針の内容を踏まえた避難指示の内容の変更等を調整） －略－	◆記載順の変更（基本指針P26「第４章第１節３　避難の指示」（基本指針新旧対照表P9）参照）
（７）避難施設の管理者への通知 知事は、管理者が避難施設等の供与を早急に行うことができるよう、避難先地域の避難施設等の管理者に対して、避難の指示の内容を通知する。	（７）避難施設の管理者への通知 知事は、管理者が避難施設の開設を早急に行うことができるよう、避難先地域の避難施設の管理者に対して、避難の指示の内容を通知する。	◆基本指針P26「第４章第１節３　避難の指示」等を踏まえた変更（基本指針新旧対照表P10参照）
第３編第４章５避難所等における安全確保等（P65） －略－ ライフライン事業者である地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関は、住民の避難に当たって、安全の確保に配慮した上で、それぞれその国民保護計画又は国民保護業務計画で定めるところにより、ライフラインの安定的な供給に努めるものとする。	**第３編第４章５避難所等における安全確保等（P68）** －略－	◆各種訓練や業種別研修会での検討結果を踏まえライフライン事業者の役割を明記（基本指針新旧対照表P11参照）
第３編第５章救援 **１（１）　救援の実施（P66）** 知事は、国対策本部長による救援の指示を受けたときは、救援を必要として	**第３編第５章救援** **１（１）　救援の実施（P68）** 知事は、国対策本部長による救援の指示を受けたときは、救援を必要として	◆基本指針P34「第４章第２節３　救援の内容」等を踏ま

いる避難住民等に対し、関係機関の協力を得て、次に掲げる措置を行う。 　ただし、事態に照らし緊急を要し、国の対策本部長による救援の指示を待ついとまがないと認められる場合には、当該指示を待たずに救援を行う。 －略－ ⑦　福祉サービスの提供 ⑧　武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理 ⑨　学用品の給与 ⑩　死体の捜索及び処理 ⑪　武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	いる避難住民等に対し、関係機関の協力を得て、次に掲げる措置を行う。 　ただし、事態に照らし緊急を要し、国の対策本部長による救援の指示を待ついとまがないと認められる場合には、当該指示を待たずに救援を行う。 －略－ （新設） ⑦　武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理 ⑧　学用品の給与 ⑨　死体の捜索及び処理 ⑩　武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	えた変更（基本指針新旧対照表 P13 参照）
第３編第５章２　関係機関との連携（P66） －略－ （４）事業者との連携 県は、救援を実施する際、災害時応援協定等も参考にして、事業者と連携を図るものとする。 （５）日本赤十字社との連携 －略－ （６）緊急物資の運送の求め等 －略－ （７）指定地方公共機関による緊急物資の運送 －略－	**第３編第５章２　関係機関との連携（P69）** －略－ （新設） （４）日本赤十字社との連携 －略－ （５）緊急物資の運送の求め等 －略－ （６）指定地方公共機関による緊急物資の運送 －略－	◆基本指針Ｐ34「第４章第２節２　救援の実施」を踏まえた変更（基本指針新旧対照表 P13 参照）
－略－ **第３編第５章３救援の内容（P67～69）** （３）救援の内容 知事は、救援の実施に際しては、それぞれ次の点に留意して行う。 ① 収容施設の供与 ・　避難所の候補の把握（住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、国が管理する施設、移動可能な施設、車両等とその用地の把握） －略－ （削除） －略－ ・　収容期間が長期にわたる場合の対応（建設型応急住宅を建設する場合の用地の把握及び宿泊施設の居室、長期避難住宅等（賃貸住宅及び公営住宅等を含む。）の空室状況の把握。必要に応じて、速やかな建設、民間住宅の借上げ又はその他の適切な方法により供与）	－略－ **第３編第５章３救援の内容（P70～72）** （３）救援の内容 知事は、救援の実施に際しては、それぞれ次の点に留意して行う。 ① 収容施設の供与 ・　避難所の候補の把握（住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握） －略－ ・　高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者に対する福祉避難所の供与 －略－ ・　収容期間が長期にわたる場合の対応（長期避難住宅等（賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。）とその用地の把握）	◆基本指針Ｐ34「第４章第２節３　救援の内容」等を踏まえた変更（基本指針新旧対照表 P13 参照）

・　長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の対応（調達が困難な場合の、国等への支援要請） －略－ ⑥　電話その他の通信設備の提供 －略－ ・　通信設備の提供に係る指定公共機関及び指定地方公共機関への協力要請及び国等への支援要請 ⑦　福祉サービスの提供 ・　避難生活において配慮を必要とする高齢者、障がい者、乳幼児その他の者に関する情報の把握 ・　これらの者からの相談対応 ・　これらの者に対する避難生活上の支援 ・　福祉避難所の設置 ・　福祉サービスの提供に関する国等への支援要請 ⑧　武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理 －略－ ・　住宅の応急修理に必要な資機材が不足し調達が困難な場合の国等への支援要請 ⑨　学用品の給与 －略－ ・　教科書等の給与に係る国等への支援要請 ⑩　死体の捜索及び処理 －略－ ⑪　武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去 －略－ **第３編第５章４医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項（P70）** －略－ ①　　核攻撃等の場合の医療活動 －略－ ・内閣総理大臣により被ばく医療に係る医療チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージの実施、放射性物質による汚染や放射線被ばくの程度に応じた医療の実施 －略－	・　長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の対応 －略－ ⑥ 電話その他の通信設備の提供 －略－ （新設） （新設） ⑦　武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理 －略－ （新設） ⑧　学用品の給与 －略－ （新設） ⑨　死体の捜索及び処理 －略－ ⑩　武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去 －略－ **第３編第５章４医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項（P72）** －略－ ②　　核攻撃等の場合の医療活動 －略－ ・内閣総理大臣により被ばく医療に係る医療チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施 －略－	◆文言の適正化

第３編第７章第１生活関連等施設の安全確保等（P73～78） －略－ （削除） ５　武力攻撃原子力災害への対処 －略－	**第３編第７章第１生活関連等施設の安全確保等（P76～81）** －略－ ５　石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止（P80～81） 　県は、石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の対処については、石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）の規定が適用されることから、同法に定める措置を行うことを基本とする。 　また、石油コンビナート等は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、石油コンビナート等災害防止法に基づく対処に加えて、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。 ６　武力攻撃原子力災害への対処 －略－	◆県内における石油コンビナート等特別防災区域の指定が解除されたことに伴う変更